

第32回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年9月25日(金)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名

4 出席委員 24名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	15番 佐久間 正夫	16番 奥野 政義
17番 峯下 健次	19番 佐久間 保夫	20番 地引 正和
21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥	24番 渡邊 喜一
25番 笹生 猛	26番 藤井 幸光	27番 佐久間 清

5 欠席委員 2名

3番 高浦 芳一 18番 川名 康夫

6 出席事務局職員 4名

佐久間事務局長 在原副参事 鈴木主幹 高品副主査

開 会

平成27年9月25日午後3時00分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第32回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は26名中24名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。3番、高浦芳一委員、18番、川名委員。

次に、おくれる委員の報告を申し上げます。11番、山下和彦委員、25番、笹生猛委員でございます。

本人からおくれる旨の報告がありました。

議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

19番、佐久間保夫委員、20番、地引正和委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。議案1ページをごらんください。本件は、平成27年9月7日付で提出がありました。

申請内容につきましては、譲渡人は病気のため生活費に充てたいとのことから売却したいとのことです。譲受人は、農業所得の増額を図るため購入したいとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は神納字石塚です。現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、耕うんされておりました。

現地調査につきましては、神納でございますが、坂戸市場に近接していることから、地引委員に現地調査をお願いいたしました。

総会資料3ページに木更津市農業委員会発行の農業経営実態証明書の添付をしております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具については、耕運機を所有しており、トラクター、田植機、コンバイン、農用車、もみすり機、乾燥機については、借用にて作業しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、160日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

隣接地を所有しており、今後も地域の基準に従って農薬等の使用方法については地域の防除基準に

従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

20番、地引正和委員。

○20番（地引正和君） 20番、地引です。

9月10日に譲受人の さん、それから代理人の行政書士の さんと3人で10時より行いました。今、事務局から説明のとおり、現場は非常に整備されておりまして、今畑ですけれども、行く行くは田んぼに使いたいということでした。

さんは、非常にやる気になっておりますので、そういう状況ですので、よろしくまたご審査のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案2ページをごらんください。本件は、平成27年8月31日付で提出がありました。

申請内容につきましては、場所は勝字柳町です。

総会資料4ページから5ページの位置図をごらんください。申請地は、浮戸川上流 期地区土地改良事業区域内とのことです。

譲受人が農業経営の拡大と農地の集約のため購入の申し出をしたところ、この申し出を受け、売買したいとするものです。現地を確認いたしましたところ、現地は田で、耕作されておりました。

総会資料6ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。貸付地がありますが、農業経営基盤強化促進法により農地の集積に協力しているものや、従前から貸し付けしている農地で、現在も継続して借受人が耕作しているとのことです。

農機具については、トラクター、耕運機、農用車、管理機を所有しており、田植機、コンバイン、乾燥機等については、借用により作業しているとのことです。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で160日とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

周辺は、水稻作付地帯であり、今後も水稻の作付をしていくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、渡邊邦男委員。

○7番（渡邊邦男君） 7番、渡邊です。

9月19日午前10時に、申請人のさんと合流して現地を調査してまいりました。

申請地は、大曾根公民館より南に400メートルほど行った左側にあり、秋の稲の刈り入れも終わりをまして、きれいに耕作されておりました。

また、申請地は、3筆になっておりますが、これはの線下に当たるためであります。

譲渡人のさんは、体を壊して病院に入院しており、今後は農業ができないということで、基盤整備後は隣地にあるさんの申請地をさんが農地の集積と農業経営拡大のために申し出たところ、話がまとまったそうです。

耕作は、近所の農業認定士の方に作業していただくそうです。

審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

24番、渡邊喜一委員。

○24番（渡邊喜一君） 私から申し添える部分はありません、みんな言ってくれましたので。

○議長（中川喜一郎君） それでは、説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。議案3ページをごらんください。本件は、平成27年8月4日付で提出がありましたが、一部草刈りが間に合わず、審議延長の申し出があり、今月の審議となりました。

申請内容につきましては、場所は野里字有合崎、堰下です。

総会資料7ページから8ページ的位置図をごらんください。譲渡人においては、高齢となり、労働力不足のため耕作できないとのことから譲りたいとのこと。譲受人は、自宅から近く、耕作に便利であることから取得したいとのこと。

現地を確認いたしましたところ、現地は畑で、一部耕作されていない場所がありましたが、草を刈り耕うんされておりました。その他は耕作されておりました。

総会資料9ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準であります、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具については、農用トラック、耕運機、管理機を所有しており、苗の生育管理はみずから行い、田植え、刈り入れ、もみすり等については委託しているとのこと。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で250日とのこと。

下限耕作面積要件につきましては、現経営耕地面積は3,477.89平方メートルで、今回の申請面積2,104平方メートルを取得いたしますと5,581.89平方メートルとなり、50アール要件を満たします。

今後も、地域の農地の利用調整に協力して耕作するとのこと。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、渡邊久芝委員。

○6番（渡邊久芝君） 6番、渡邊です。

9月13日の日に9時から、代理人の の さんと現地を確認しました。現地は2カ所あるのですけれども、2カ所とも畑でございます。そして、片方の細長い畑のほうなのですけれども、こちらのほうは堰下の畑で、作物をつくっておりました。そして、もう片方なのですけれども、こちらのほうはきれいに耕うんをされ、管理をされておりました。

そして、また譲渡人の さんは、野里から茂原のほうに嫁がれ、農地のほうがちょっと耕作できないということで、代理人の さんのほうにその旨の話があったそうです。そして、現在野里の さんの家は親族は誰も住んでおりません。なお、譲受人の さんは、10年以上前からその さんのほうから依頼を受けて現在に至っておるといふうなことで、その他は先ほど来事務局が言ったとおりでございます。

場所においては、総会資料7ページにありますように、野里の堰より細長い畑のほうが100メートルぐらい、そして大きい畑のほうが約300メートルぐらいのところにある畑でございます。

審議のほう、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4についてを議題といたしますが、議案第1号の4及び議案第1号の5については関連がありますので一括して議題とすることとし、事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

議案4ページをごらんください。本件は、平成27年8月31日付で提出がありました。

申請内容につきましては、議案第1号の4及び議案第1号の5における譲渡人においては、ともに労働力不足から経営規模を縮小したいとのこと。譲受人においては、自作地に近いことから売却

の申し出を受け、経営拡大をしたいとのことでした。

総会資料10ページから13ページの位置図をごらんください。場所は川原井字多津辺谷、現地は田で、904番地は草刈りされ、ほかは耕作されておりました。

会議資料14ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。

農機具については、トラクター、田植え機、コンバイン、耕運機、もみすり機、農用車を所有しており、乾燥機は借用しているとのことでした。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で230日従事しているとのことでした。

下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。

譲受人については、近隣に耕作地があり、今後も地域の基準に従い協調して耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。若干説明をさせていただきたいと思っております。

この求められる方は、川原井の新田という分区でございますが、かつて何回か皆さんも行かれたと思うのですが、川原井新田の奥で砂とりをやっております。その砂とり場の奥地でございます。その中で、今回この さんが求められるわけですが、この さんは川原井新田の入り口の右側の高いところに という がありますが、あの の でございます。そして、この さんは盛んに農業が好きで農作業に従事され、とったお米あるいは野菜、これらは の方々に全部売ってしまっていて処理をしているということでございます。現在 もあそこは が主体でございます、 で の方々はほとんど東京方面だそうでございますが、現在既に1,500体以上 を完了されているということで、このかわいでは をやっておられる はここが最高の一番大きな だと聞いております。そして、 と奥さん2人が農業をほとんど従事しておりまして、 さんが全部で8名だそうです。その8名の さんの中で農業従事者は2名、したがって 夫婦と さんと4名で農作業を日ごろ管理されているということでございます。

非常に農業に熱心な さんでございます、 もそういうわけで非常に大規模な で、 の方々も有機肥料とかでつくったお米、野菜は喜んで の方々が買われて、使われているということ聞いております。

以上、簡単でございますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

採決につきましては1件ずつ行います。

それでは、議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたしますが、議案第2号の1につきましては、委員本人にかかわる案件でありますので、農業委員会法第24条の規定により議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席をお願いします。

〔 番 君退席 〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、議案第2号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

議案第2号の整理番号1について説明いたします。議案5ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者が、自身の所有農地6,773平方メートルのうち1,661.53平方メートルを、みずから農業用施設用地とし、牛ふん乾燥堆肥舎を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりです。なお、本件については平成27年9月7日に申請書の提出がありました。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、槇の実養護学校の北側約400メートルに

位置し、農地性については農振農用地であります。転用申請部分の用途区分が平成27年5月26日付で畑から農業用施設用地に変更されております。

今回の申請においては、新規の施設の設置とあわせて既存の施設の追認もされていますが、既存施設の設置については、平成11年度環境保護法の改正により、牛のふん尿処理の対応が変わり、平成16年度までに処理施設の設置が義務づけられたことから、平成12年に既存施設が設置されました。その既存施設の設置は、県のさわやか畜産総合展開事業に該当し、補助事業として行われましたが、その中で補助事業の認定に関する各種協議等が君津農業事務所を初め県の各機関にて行われており、当該施設の農地転用の相談もされましたが、当時の県の見解では許可不要と判断されていたことから許可を得ませんでした。今回の申請箇所の相談とあわせて既存施設についての取り扱いを君津農業事務所と協議したところ、過去のそのような見解を認識の上、現在では転用許可を必要としていることから、今回新たに建設する施設の許可申請とあわせ、既存施設についての追認をすることの指示が君津農業事務所からあり、あわせての申請となりました。

なお、今回新たに施設を建設する理由については、牛の頭数がふえ、既存施設だけでは処理し切れないためとのことであり、今回の建設についても県のさわやか畜産総合展開事業に該当し、補助事業として取り扱われる予定であります。

総会資料16ページに土地利用計画の図面を添付しておりますが、既存の施設は奥行き30メートル、幅24メートル、高さ8メートル、新設する施設は奥行き35メートル、幅7メートルから10メートル、高さ5メートルとなっております。

給排水関係ですが、上水の使用がないため水道等の引き込みはありません。そのため、雑排水については発生せず、雨水については敷地内での自然浸透により処理いたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 12番、宮嶋です。現地調査の説明をします。9月10日2時30分、25番の笹生委員と一緒に 委員本人の案件に立ち会いました。当日は、テレビが一日中鬼怒川の堤防の決壊の様子を放送していた日です。

内容の説明をします。平成11年に建設した220坪の鉄骨大型ハウス、屋根はソーラーフィルムを使用しております。2棟で110頭分の生牛ふんを一時保管して、一定量になったら の に運び、これは前にみんなで行った さん、あそこに っているのですけれども、その経営者本人は、 さんも経営者なのです。乾燥し、加工して袋詰めし、 の商標で販売しております。

今回個人の乾燥施設を持つことになりました。この施設は、360平方メートルの面積を必要とする

ため、一時保管ハウスの隣の飼育畑の一部を建設用地としたい。17ページの写真のところ。今回2棟ある一時保管ハウスの1棟が農地転用未処理のため、これは の手違いのためだったそうです。一緒に許可申請をしたいので、委員の皆さんのご理解よろしくお願ひいたします。

追記として、事業内容の説明をします。1日の搾乳量約1,800キロ、1日の牛ふん処理量約2,000キロ、給じる餌は牛の成長度合いにより変えるため、はっきりとはわからないそうです。自家牧草もあり、輸入牧草もあり、購入飼料もあり、またその中でも大豆の割合、麦の割合、モロコシの割合等、その成長過程によって何か全然違うらしいので、我々には理解できない精密な飼育のようです。

また、奥さんが農業の6次産業化にも取り組んでおります。例として、チーズを原料としたチーズケーキ、バターを原料としたお菓子類、牛乳を原料としてようかん類を、ゆりの里や各イベント会場で販売しております。袖ヶ浦市内でも優秀な酪農家の一人です。

以上で調査結果を終わります。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

また、笹生委員のほうから何かありましたら、お願ひします。

○議長（中川喜一郎君） 以上でございますが、調査に同行した笹生猛委員から補足説明があれば、お願ひいたします。

○25番（笹生 猛君） 完璧な説明で、つけ加えることはありません。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、5月26日に農業用施設の用地に変更したという、確か説明があったと思います。それはどこで変更しただろうか、それを教えてください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

農業用施設用地に変更についてですが、こちら昨年中に農振用地の変更の申し出を農林振興課のほうにいたしまして、5月26日付というのは、これは県のほうの許可がおりた日付が5月26日となっております。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

〔 番 君着席 〕

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。議案6ページをごらんください。

本件については、君津市の法人が、市内在住の所有者から申請地を売買により取得し、農地2筆で合計3,701平方メートルの計画区域内に、戸建て住宅20棟を建築し建て売り分譲しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成27年8月4日に申請書の提出がありましたが、前回8月21日の農業委員会総会において、明確な説明が得られなかった事項があり、適確な審査の条件説明に至っていないとのことで、継続審議となった案件でございます。前回説明させていただいておりますが、再度概略を説明させていただきます。

総会資料20ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波中学校の西側、平成通りを挟んだ反対側約150メートル、 の東側約350メートルに位置し、東側は市道や住宅が分断要素となり、北側は市街化区域、西側は住宅と山林が混在する第2種農地と判断されます。当該地は、周辺の市街化が進んでおり、病院や商業施設、また蔵波小学校、中学校にも近く、良好な住環境から転用したいとのことです。

排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、地先排水路に放流し、雨水については、雨水浸透貯留施設を設置の上抑制し、オーバーフロー分を汚水雑排水と同じく地先水路に放流する計画であります。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

また、隣接農地については、所有者に説明をして承諾を得ているとのことであります。

総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第3号の整理番号1については、建て売り分譲住宅用地として譲受人が譲渡人から売買により取得して転用しようとするものであります。本件については、前回8月の総会において明確な説明が得られなかった事項があり、適確な審査の条件説明に至っていないことから、継続審議となった案件であります。

9月15日に運営委員会を開催いたしました。本件は継続審議案件であり、前回現地調査を実施しているため、今回は現地調査を省略し、審査から行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

今回の運営委員会における審査には、譲受人及び代理人に出席いただき、午後3時40分から市役所会議室にて行い、事務局からの議案説明を受けた後、譲受人及び代理人からの説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

袖ヶ浦市での事業は初めてとのことだが、今後袖ヶ浦市で事業を行っていくかの質問に対して、今回の事業がこれから着手なので、今後については完了後に考えたいとのことでした。

隣接する農地地権者への説明状況について、運営委員会資料に記載されているが、それ以外に意見などはなかったか。また、工事に対する注意などはなかったかの質問について、隣接の農地地権者への説明は、4月に全地権者に行った。資料にあること以外、特に意見や注意などはなかったが、計画地と隣接農地との間にある私道について、今回の計画において6メートル道路として整備し直す予定であり、整備後は市へ帰属するので、今後は公道として使用できることを説明したとのことでした。

排水関連の質問として、排水経路と排水が流入される百々目堰の状況について、排水経路は計画地の西側にある市の排水路から百々目堰に入り、その下流の神納地区にある市の排水路から奈良輪堰に向かうとのことでした。また、百々目堰の状況としては、排水の流入について、管理者である市の管理課と協議し、放流に対して抑制の指導を受けていることから、計画地内の各宅地に浸透性の設備を設置し、抑制について対応するとのことでした。

最後に、工事实施中の注意について、工事時間は午前8時から午後5時までとし、工程表の作成後に隣接農地地権者や周辺の居住者と協議するとのことでした。

譲受人、代理人が退席後、運営委員会委員における討論を行ったところ、今回の審査においては質問に対する説明がされたとの意見が述べられました。

採決の結果、運営委員全員一致にて議案第3号の整理番号1については許可すべきものとなりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊ですけれども、こうどんどん、どんどん家ができていくと、周辺の農業がしにくくならないかどうか、その辺を私ちょっと心配しているのですけれども、つい最近もところ、あそこを通ったときに、トラクターが走って、後ろから車がずっとつながっている。そういう状況を見ると、農業がしにくくなければいいのだけれども、その辺のところはどうですか。交通量がどうしてもこんなのがふえるのです。宅地に建物ができると、どうしても交通量がふえる。そうしたらトラクターの運転とか農薬散布とかいろんなやつに影響がないかどうか、その辺をちょっと確認したいのですけれども。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、お願いします。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

渡邊委員のご質問なのですが、まず計画の段階で隣接する農地地権者のほうにいろいろご説明のほうはした上で計画が進んでいくような形をとっていっていると思います。その中で、やはり今後人が住むというところから考えられることを一応説明していただいて、この事業説明の中にもあったのですが、隣接地権者の説明、その中で開発に関する説明というようなことで同意書等をもった上で事業が進んでいくような状況なので、説明関連については十分注意した上で進めていただいております。そのほか実際の作業の中で、農耕用車両とかが通って渋滞とか、そういったことから農業者のほうがりやすくするのはないかというようなことはあると思うということでしたが、やはりこの開発区域以外でも今公道を通るということになると、どこもやはり車社会ですから、同じような状況は考えられると思います。

その中で、ここだけ特に気になるのかということではなくて、広い範囲でやはり農業をやっていく上で、広域農道のように歩道のほうとか、農耕用車両が通れるような道路が整備されていけば、問題ないとは思いますが、やはり市道を交通の上では、その辺はこの場所に限らず、どこでも考えられることだと思います。その中で、やはり農業に対しての周辺住民とか皆さんのほうの認識、それからお互いにやはり譲り合う気持ち、これはまた道路交通法とかの影響も出てくるのではないかなと思うのですが、やはり公道を通るから農業しにくくなるというような、当然そんなことはあってはいけないと思いますので、その辺は十分事前の話なんかもしているとは思いますが、この場所に限ったことではなく、皆さん注意の上でやっていかなければいけない課題ではないのかというふうに考えております。

また、この場所についてのことだけ言わせていただきますと、周辺農地の方の説明の中で、逆にこの農業やっている方的には使いやすく、今委員長の説明にもあったのですけれども、進入路に個人の私道を使って農業をこの方々はやっていたのですけれども、今回この開発に伴って6m道路を整備をした後に、それが帰属されるということで公道になります。ということになって、使うに当たって公道ですから、特に気兼ねなくというわけではないのですけれども、使いやすくなる。それから、大型トラックを使う感じの大規模な農業をやっている方が、たまたま今回のこの申請地の周辺にはないので、特に交通に関しての部分については、この場所については大きな問題は起きないと考えております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第3号の2についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 議案第3号の整理番号2についてご説明申し上げます。

本件は、市内の法人が市内在住の個人から申請地を買い取り、農地3筆、1万5,212.89平方メートル、宅地87.90平方メートル、合計1万5,300.79平方メートルに、住宅56棟、道路、公園及び調節池を設置し、建て売り分譲住宅用地に転用しようとする案件です。

総会資料23ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波中学校の東側、裏門前の市道を挟んだ反対側に位置し、北側は市街化区域に近接し、その他の周囲は農地、住宅が混在する第1種農地であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

農地転用事務指針では、第1種農地における農地転用は原則として許可することができないとされておりますが、例外的に許可できるものが列挙されています。今回の案件については、北側が住宅街

に隣接しており、その例外規定の集落に接続して設置される事業に該当すると見込まれるものであり、君津農業事務所との協議において、第1種農地の転用の例外に該当する案件であると共通理解しております。

排水関係については、汚水は合併浄化槽で処理し、開発区域内に新設される道路側溝へ排水されます。雨水については、道路側溝から区域内に設置される調節池へ排水されます。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前事業の取りまとめが市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

また、隣接農地については、所有者への事前説明等を行ってあるとのことであります。

総会資料25ページ、26ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

地引運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（地引正和君） 20番、地引です。

議案第3号の整理番号2については、建て売り分譲用地として譲受人が譲渡人から売買により取得して転用しようとするものであり、9月15日に運営委員会を開催して現地調査及び関係者から状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、譲受人及び代理人に出席いただき、午後2時50分から実施いたしました。現地では、対象農地の確認をするとともに、関係者から説明をいただきました。現地での主な質問及び質問に対する説明は次のとおりです。

まず、造成に関する質問について、計画区域の高低差は南側から北側へ向かい、約8メートル低くなっており、一番高い南側は隣接する道路と同じくらいの高さとなり、一番低い北側に約3メートルの盛り土を行い、形状を緩やかな傾斜に造成するとのことでした。

また、北側に調整池があるが、そこを使用するかの質問に対し、そこは使用せず、新たに調整池を設置するとのことでした。

次に、計画区域内の説明として、家屋、道路の配置、調節池の設置場所の説明がされました。なお、計画区域内の道路は6メートルの道路が整備され、調節池については放流先の側溝に合わせ流量調整した設備を設置するとのことでした。

審査会には、譲受人及び代理人に出席いただき、午後4時10分から市役所会議室において行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲受人の代理人からの説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、譲受人及び代理人から説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

設置される調節池の規模その計算方法についての質問では、約900トンの貯留が可能であり、計算

方法は都市計画法に基づき、千葉地区の50年確率による設計、これは県の宅地造成などに対する雨水対策の基準にはかり計算したとのことでした。

造成工事の概要についての質問では、高低差が約8メートルあり、高い箇所は切り土を行い、計画区域内で対応し、低い箇所は区域外から土砂により盛り土を行う。一番低い部分は約3メートルの盛り土を行うとのことでした。

工事車両の通行については、行政の指示に従うこととし、その中で規制なども考えられるので、その指示に従う。また、学校側の道路にはバリケードを設置し、第三者の侵入を禁止するとのことでした。

学校に隣接していることから、通学路に対する質問では、通学路の位置などを確認しており、工事前に工程表を持って学校へ説明に伺うとのことでした。

建築される住宅について、56棟の建築が計画されているが、全て2階建てかの質問に対し、全て2階建てとのことでした。また、計画されている住宅の間取りなど見直しを行うかの質問には、状況により変わることはあるとのことでした。

4年間の販売計画について、資金計画の建築費に対して増減は見込まれるかの質問には、見込まれるとのことでした。

最後に、更地での分譲はないかの質問に対して、ないとのことでした。

譲受人及び、代理人が退席後、運営委員会委員による討論を行ったところ、質問に対する説明が明確にされた。全体計画が見える内容だったとの意見がありました。

採決の結果、運営委員全員にて議案第3号の整理番号2については許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

渡邊委員。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。

このやつで1町5反ぐらいの畑が消えるわけですがけれども、この農業委員憲章の中に、農業委員は食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保、効率利用を進めますというふうに農業委員憲章に書かれているのだけれども、これはクリアされているのだろうか。もう一度言うと、農業委員憲章の中に、農業委員は食料の自給率向上のため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めますというふうに憲章にも書かれているのだけれども、これはクリアできているのだろうか、説明してください。

○議長（中川喜一郎君） 事務局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 今の渡邊委員の質問なのですが、以前にもお答えしたかと思います。確

かに農業委員の主たる使命は、農地を守る。それから、今憲章にもありましたとおり、効率利用を図ると、これはもう当然のことです。しかしながら、市内全域の農地を同じような扱いではなくて、今回のこの件もそうですし、1つ前の案件もそうです。市街化近接であって、これから市街化を図っていくというふうな位置づけをされた場所ですから、それに関しては農業生産よりも住宅地の確保というか造成のほうを優先しなければならないというのが現在の社会的な状況ではないかと思えます。

ですから、農業委員の使命とすれば、例えば農振農用地ですとか、そういう優良な農地をこれから守っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに。

どうぞ、奥野委員。

○16番（奥野政義君） 16番、奥野です。

農業委員あるいは農業委員会としての範疇は超えるかもしれませんが、きょうもたくさんの宅造のあれが出る。それと、もう一つは一方では空き家がいっぱい出てきて、それがハクビシンのすみかになったり、あるいはのたまり場になる、あるいは防犯上非常に危険な場所になるということの中で、こちらはそういうことでしか判断はできないですけれども、やっぱり行政というのは一体でないと、こちらで許可する、あちらではという形の中ではなくて、やっぱり総合的、こちらにはできませんけれども、行政の中にあるサイドとしては一体的な判断をしていかないと、これからの空き家対策等々については多額の税金が使われることにもなりかねない。前に市の幹部の方が空き家対策の専門委員会みたいなのを立ち上げたみたいな話を聞いたことがあるのですけれども、ですからその辺で、この今の案件も状況からいけば、これは認可していくしかないのかというふうには思いますが、全体としてどういうふうに市が住宅地に対してこれから捉えていくのかというのをちょっとできれば次回の委員会なり総会なりで教えていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（中川喜一郎君） では、次回でお願いいたします。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定いたします。

議案第4号 平成27年度第6次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成27年度第6次農用地利用集積計画承認の件を議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第4号 平成27年度第6次農用地利用集積計画承認の件についてご説明申し上げます。

それでは、今回の申請は、利用権の設定が1件で、10.21アールとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）4ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は10.21アール、更新となっております。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩とります。4時10分から再開いたします。

休 憩

再 開

○議長（中川喜一郎君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第5号 平成27年度袖ヶ浦市農業施策等に関する建議について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成27年度袖ヶ浦市農業施策等に関する建議についてを議題といたします。

議案第5号について事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 議案第5号 平成27年度袖ヶ浦市農業施策等に関する建議についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、農業委員会等に関する法律第6条第3項により、袖ヶ浦市長及び袖ヶ浦市教育長に対し、平成27年度袖ヶ浦市農業施策等に関する建議を行うためのものです。

建議の内容につきましては、議案8ページから11ページとなります。

説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 議案第5号の建議につきましては、8月の総会におきまして事前に内容の説明をしておりますが、ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

本件につきましては、10月1日に市長及び教育長に提出いたします。

報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。

報告第1号についてご報告いたします。

議案12ページから14ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成27年8月1日から8月31日までで、9件です。

報告は以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですね。

事務局から何かありますか。

局長。

○事務局長（佐久間泰利君） それでは、その他ということで、私のほうから今回の農業委員会制度の改正の説明をさせていただきます。お手元に資料を配付してございますので、ごらんいただきたいと思います。済みません、座って説明をさせていただきます。

農業委員会制度の改正の説明でございます。農業委員会等に関する法律が改正をされました。8月28日に国会にて可決成立し、9月4日付で公布をされております。改正法の施行は平成28年、来年の4月1日からということに決定をしております。

資料の2なのでございますが、改正法の概要とその具体的内容でございます。全部で6項目ほどございますが、重要なポイントは2項目め、農業委員の選出方法、3項目め、新たな委員の創設、この2つでございます。

農業委員の選出方法につきましては、まずは選挙制度の廃止、それから議会や農業団体からの推薦がございましたが、こちらの取りやめ、定数は削減し、条例で制定するということになっております。また、改正につきましては、農業者等からの推薦と一般からの公募、候補者の一般公表を予定しております。過半数は、認定農業者、利害関係者以外を含み、性別や年齢の偏りにも配慮するということにもなっております。最終的に、議会の同意を得た上で市長が任命するということになっております。

3つ目の新たな委員でございますが、1つ目の事務の重点化に農地の利用集積等の推進というのがございますが、これらを重点化として挙げておりますので、その新たな重点化の部分を担当するために、農地利用最適化推進委員、こちらを新設いたします。農業委員との兼務は禁止されております。農業委員会が区域を設定し、区域ごとに農業者等からの推薦とやはり一般公募、こちらを行いまして、候補者を公表し、農業委員会から委嘱をする。定数は条例で定めるということになっております。

次に、3番の皆さん、現行の農業委員さんの任期の取り扱いでございます。現在、皆さんの任期は平成28年2月16日までとなっております。今回の法改正で経過措置が適用されまして、平成28年3月31日まで任期を延長するということになっておりますが、本日の説明によりまして皆様の承諾を得てから、所定の手続をとりたいと考えております。

次のページですが、4番の3月末までの準備及び手続でございます。四角で困っておりますが、これ以降につきましては現在庁内調整中でございますので、変更が考えられますが、今わかっている範囲内でご説明をしたいと思います。

1つ目が新しい農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員、これを定めるに当たって、定数条例が必要となってまいります。定数条例に関しては12月の議会に上程する予定でございます。条例の構成といたしまして、第1条から第3条までが条例の趣旨と政省令の基準によりますそれぞれの定数でございます。農業委員さんについては現行27名が推薦、公募合わせまして15名、政省令では上限が19名となっておりますが、現行地区割、皆さんの担当地区が今あるわけなのですが、こちらに十分配慮いたしまして、15名というふうに予定しております。

推進委員でございますけれども、推進委員も推薦が23名、公募2人を含めまして合計が25名、こちらでも政令では市内の農地面積によって上限が31人、農地面積100ヘクタール当たり1人というふうな換算がございまして、31人が上限でございますが、こちらでも現行委員の担当地区で設定をいたしまして25名ということで予定をしております。

附則のほうでは、関係する条例等の改廃を予定しております。

附則の4項になります。こちらは特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の改正であります。まず、新設されました推進委員の報酬、これを新たに設定するものでございます。それから、あわせまして平成26年度の活動状況から委員相互の均衡を図るということで会長、職務代理、それから運営委員、こちらのほう金額を見直しをさせていただいております。このページ下のほうには、県内の平均ですとか、県内上位市、下位市、それから近隣の状況も記載してございます。ごらんいただきたいと思います。

続きまして、次のページ、3番の条例制定までの予定なのですが、この後庁内の調整を図りまして、11月2日からこの定数に関してパブリックコメントを予定しております。終了後、12月議会へ上程する予定です。

4番につきましては、農業委員の改選の準備でございます。まず、市政協力員及びこちらで設定し

た単位地区の区長さん、こちらには10月の中ごろをめどに全区長宛てに今回の制度改正の内容を通知しまして、10月末までに新たに設定した単位地区ごとの区長さん、農業委員と推進委員の推薦準備の依頼をしたいと考えております。

それから、次に農業委員等の候補者選考委員会の立ち上げ、推薦された農業委員さんの資格要件ですとか公募で定員を上回った場合の人選、こちらをしていただくために選考委員会を立ち上げる予定でございます。

次に、改選の手続のほうなのですが、12月22日、これは12月議会の最終日なのですが、条例が議会において可決し、その後に地区の該当区長さん宛てに正式な推薦依頼をいたします。推薦の締め切りは年明けの1月15日までということになっております。それから、次に1月5日、公募の開始、こちらの締め切りは1月20日までということで公募をする予定でございます。1月26日、両委員の候補者の選考をいたしまして、3月議会、こちらのほう議会の同意が必要になってまいりますので、3月議会に上程する予定でございます。4月1日以降は、予定として書いてございますが、こちらのほうはまた改めてご案内をする予定です。

添付しました資料のほうなのですが、農業委員及び推進委員の定数、推薦地区区分ということで資料のほうをつけさせていただきました。先ほど説明したとおり、定数、推薦地区割の考え方なのですが、現行の皆さんの今の担当地区、これをなるべく崩さないように、ですが、定数のほうが削減されておりますので、幾つかの地区を統合するというような形をとってございます。

次のページに移っていただきたいと思っております。推進委員のほうも同じような考え方で設定をいたしました。

次のページ、横長の表なのですが、こちらのほうが今事前に設定した区域のまとまりになっております。例えば1番の奈良輪、高須、坂戸市場、神納、現行3名の農業委員がいらっしゃるわけですが、新しい制度では1人というふうな形になっております。それぞれ横が統合した地域となっております。その表の一番右にはその地域における推進委員の数ということで、農業委員合計13名、推進委員合計23名というふうになっております。

次のページは、今の説明を図にあらわしたものでございます。地域によっては公募をせずに、従前と同じというふうな地区もありますが、やはりその市内のバランスも考慮し、削減された定数に見合うような形で統合をした結果というふうになっております。

それから、資料のほうの最後なのですが、先ほど説明しました農業委員の報酬でございます。26年度の活動状況、会長のほう、非常に年間通しての出席回数が多いでございます。それにあわせて職務代理、それから運営委員の方もかなりの数の出席をされております。こういった方々のそれぞれの均衡を図るために、このような考え方で新たに金額のほうを設定させていただいております。この金額に関しては、今後庁内でいろいろ手続があるわけなのですが、多少の減額があるのではないかというふうには思っておりますが、私どものほうも均衡を図るという意味では、この金額が妥

当ということで提案をしていきたいと思っております。

ちょっと粗っぽい説明になってしまいましたが、改正のほうの説明は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 質問がどなたかありますか、あれば。

○4番（篠原 覚君） ちょっといいですか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○4番（篠原 覚君） 4番、篠原ですが、新しく改正になった後のことですが、農業委員を束ねる会長と推進委員を束ねる会長とは別々ですか、それとも一緒なのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 農業委員の会長につきましては、法律のほうで改正されておられませんので、会長、それから職務代理というふうな形のポジションは残っています。推進委員については、特に法律、政省令にも記載がありませんが、やはりその25人の団体ですから、何かしらの代表者が必要になってくるのではないかと考えておりますので、こちらのほうは後ほど要綱なり規則なりで代表者を決めるというふうな形にしたいと思っております。

以上です。

○4番（篠原 覚君） もう一つ

○議長（中川喜一郎君） はい。

○4番（篠原 覚君） 新たな委員の任期は何年になるのですか。

○事務局長（佐久間泰利君） 任期はやはり3年です。

○4番（篠原 覚君） 何年からですか。

○事務局長（佐久間泰利君） 平成28年の4月1日から3年ですから31年になりますか、31年の3月31日までということになります。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。

どうぞ、御園委員。

○21番（御園 豊君） これ農業委員と推進委員の業務内容はどうなるのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） 農業委員さんに関しましては、今回の改正の中に業務としては改正された部分がございますので、今までの本日のような法令業務、それからふだん農地のパトロールですとか農業者の相談相手ということで、これは振興業務と、この2つは変わっておりません。今回事務の重点化でも農地の利用集積ですとか高度利用を図る、これを促進するというふうな重点化がつけ加えられておりますので、こちらの業務に当たる方は推進委員、ですから推進委員は今まででいえば振興業務、農家との相談事ですとかパトロール、それから利用集積、こういったことを従事していただくのが推進委員ということになります。

ただ、別々にということではありませんので、例えば農業委員さんがいる、自分の担当地区には必

ず1人から複数の推進委員がおりますので、連携を図りながら運営をしていっていただくということになります。法律の関係でいいますと、また農業委員会のほうで高度利用に関する指針というものをつくらなければいけないというふうなことがありますので、それをつくるときの助言者という形で推進委員が位置づけられるような、これはちょっと特殊な場合ですけれども、推進委員のほうに地元とのパイプ役をしていただくというふうに考えていただきたいと思います。

○21番（御園 豊君） と同時に、その推進委員会議と農業委員会会議は別々に月1回とか義務づけられるのかしら。

○事務局長（佐久間泰利君） 推進委員の会議については必要の都度というふうに考えております。これも法律の中では触れられておりませんので、ただ丸1年顔も合わせもせずに済むということではなくて、ある一定の期間定期的に、例えば四半期ごととかというふうに、顔合わせは必要かというふうにも思いますし、農業委員さんは従前からの許認可業務、きょうの法令業務がありますから、これは毎月出席していただいて、会議を開いていただくというふうになります。

○16番（奥野政義君） いいですか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ。

○16番（奥野政義君） 次の人の場合を1月15日という締め切りになってくるのですけれども、私ども一応名前は公選で出てきていますけれども、地域の中で、うちのほうの地域だと地域持ち回りみたいな形で、次はどの地域という形の中で出てきているわけなので、今度市政協力員にいろいろ細かな説明はするというふうな話でございましたが、この辺の段取りは全て今後については市政協力員のほうに細かな話が行って段取っていってくれるということになるわけと。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、局長。

○事務局長（佐久間泰利君） 先ほどもちょっと触れましたが、10月の半ばぐらいまでには市内全区長様宛てに今回の制度改正をまず通知をしたいと思っております。それから、今奥野委員のほうから話がありました推薦をする単位の区長さん、これに関してはその単位地区ごとの区長に農業委員の推薦、それから推進委員の推薦の事前準備、先ほども言いました12月議会を通過しませんと正式な依頼というのがちょっとできませんので、今の話がありましたので事前に準備を進めてくださいというお願いをしようかと思っております。12月議会可決成立しまして正式に推薦の依頼をするというふうに段取りを考えております。ですから、皆さんには地域の区長さんに助言をしていただきながら、新しい候補者と、皆さんが継続してなっただいてほしいのですが、そちらのほう区長さんに助言、協力していただきたいと思っております。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたか。

どうぞ。

○10番（多田總一郎君） 10番、多田ですけれども、今度の改正で農業委員、国の方針なのでけれども、認定農業者ですか、それを重点的に農業委員に推薦するというような話があったのですが、その

辺はどのようなのでしょうか。

○事務局長（佐久間泰利君） 政省令の基準からいうと、認定農業者が過半数、ですからうちのほうで今農業委員15名というふうに想定していますが、この過半数ですから8名の認定農業者が必要になってくるということなのですが、その運用として出されたものが認定農業者の家族、認定農業者のOB、こういった方でも差し支えがないというふうな形で通知がございました。ですから、今市内に認定農業者150名ほどいるわけなのですが、それ以前のOBの方ですとか家族の方、そういった方も含めてもいいというふうなことから、ある程度その人選の中では広がってくるのではないかとこのように考えています。

○議長（中川喜一郎君） ほかにどなたかありますか。

○11番（山下和彦君） よろしいですか。

○議長（中川喜一郎君） どうぞ、山下さん。

○11番（山下和彦君） 農業委員等候補者選考委員会の立ち上げってありますけれども、この委員会の立ち上げの中には全区長さんとか、そういった方あるいはメンバーはどういったメンバーを予定しているのですか。

○議長（中川喜一郎君） 局長、どうぞ。

○事務局長（佐久間泰利君） この候補者選考委員会のほうなのですが、現在その設置要綱を策定中ということで、はっきりしたことは申し上げられませんが、メンバーの候補の中には市議会議員さんですとか農業団体、端的に言ってしまうと、さん、の理事さん、の職員、それから地域の代表ということで何人かの区長さん、そういった方もお願いしようかと思っておりますが、余りにも多人数にしますと収拾つかなくなってしまいますので、メンバー的には8名、役所の職員も2名ほど入れて8名ぐらいで構成していこうかと。先ほども申し上げたとおり、推薦された方が条件に合っているかどうか、それから公募の定数が上回った場合の人選、こちらのほうをやっていただくこととなりますので、今からその要綱のほうをつくりまして立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（山下和彦君） あと個人的になのですが、私個人としては3月まで任期があって、その後もし農業委員会を辞退するとか云々という話は、特に区長さんにするとか、しないとか、そういうのは、ただ区長さんのほうでそういう推薦者を出してくるという形ですね。我々はもう何もしなくて、私自身は何もしなくていいかどうか。農業委員を続ける意思のある方は手挙げていいと思うのですが、やめる方についてはどうしたらいいのか。

○事務局長（佐久間泰利君） その辺に関しては、皆さんが今地元とのお約束が何かで出てこれていると思うのですが、

○11番（山下和彦君） さっき奥野委員からもそういう話ありましたね。

○事務局長（佐久間泰利君） はい。それは現在の区長さんとお話をして、もう今期限りだとか、次期も続けさせてくれとか、その辺はお互いにちょっと話をさせていただきたいと思っています。

○11番（山下和彦君） わかりました。これ今の話はなかったことにして。

○議長（中川喜一郎君） 出たいのでしょうか。ほかに。

このことはきょうではなくて、また都度局長のほうからはっきりした点があれば、またお話ししていただけると思うのですが。

○事務局長（佐久間泰利君） いいですか、最後に。

○議長（中川喜一郎君） はい。

○事務局長（佐久間泰利君） では、済みません、最後に1つお尋ねしたいと思います。

資料の1ページ目の3番、現委員さんの任期の取り扱いということで、法律にも書かれているわけなのですが、まず皆さんの承諾を得てから手続に入りたいと思っております。この辺の任期の延長について、皆さん承諾していただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 異議ありません。

○事務局長（佐久間泰利君） ありがとうございます。

では、来年3月31日までということで1カ月半程度になりますが、任期のほうを延長させていただきますので、よろしくをお願いします。

総会のほうもこの期間中2回ほど必要かと思っておりますので、ご面倒かけますが、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） それでは、ほかにないようですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（中川喜一郎君） これをもちまして、第32回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時40分 閉会